利用目的(営利・非営利)の判断基準について

適用開始 令和7年4月1日~

営利目的での利用可能施設の拡大に伴い、営利・非営利目的の判断基準を新たに 設定いたします。併せて、市外在住の方の予約受付方法が変更となります(抽選申 込なし、2か月前からの先着受付のみ)。

- ▶営利目的利用となる場合
- 『**企業 (法人) が利用**』 する場合(該当する法人は裏面をご覧ください。)
- 『営利を目的とした個人が利用』する場合
- 『金銭(費用)を集めて利用』する場合
- ◆集める金銭(費用)の性格で判断いたします。
 - ◇営利目的利用に該当するケース

例1:「会費」と「原材料費」以外の費用を徴収する場合

・会費

グループに所属する特定の会員から徴収し、グループで管理し、グループ運営 のために消費する費用のこと。

※講師自らが金銭(費用)を集める場合は、「月謝等」となることから営利目的利用

・原材料費

調理実習の食材や工作の材料など、本人が消費する材料に充てることが容易に 確認できる費用のこと。

※資料代は、紙代に加え原稿料の性格をもった費用が含まれる場合があり、 客観的な価格の判断が難しいため原材料費には含まない。

例2:不特定の来場者から金銭を募る場合

施設利用料金や講師謝金の弁償に充てるなど、利益を上げることを目的として いなくとも、不特定の来場者から金銭を募る場合

●受付開始 令和7年4月1日~

「4月」に申込ができる利用月

申込月	4月						
利用目的	営利 非営利						
受付方式	先着	抽選	先着				
市内在住	6月分まで	8月分	7月分まで				
市外在住	CANAC		6月分まで				

営利目的: 2か月前から先着受付(市内・市外在住を問わず)

非営利目的:市内在住 4か月前に抽選・3か月前から先着受付 市外在住 2か月前から先着受付(抽選申込不可)

●利用料金

通常料金の3倍

●対象施設

- ・スカイワードあさひ
- ・東部市民センター (R7.4.1~)
- ・渋川福祉センター(R7.4.1~)
- ・旭城 $(R7.4.1\sim)$
- ・新池交流館 (R7.4.1~)

●問い合わせ先

スカイワードあさひ ☎0561-52-1850

利用料金が3倍になる法人一覧例

い	一般財団法人(非営利型以外)	し	商店街振興組合·連合会	٤	特殊会社
	一般社団法人(非営利型以外)		消費生活協同組合·連合会		特定目的会社
	医療法人(社会医療法人以外)		信用協同組合・連合会		土地家屋調査士法人
か	株式会社		信用金庫・連合会		特許業務法人
	株式会社設立の学校		森林組合•連合会	な	内航海運組合·連合会
	監査法人	す	水産加工業協同組合・連合会	の	農業協同組合·連合会
き	共済水産業協同組合連合会	せ	生活衛生同業組合・連合会(出資)		農事組合法人
	行政書士法人		生活衛生同業小組合		農林中央金庫
	漁業協同組合•連合会		生活協同組合•連合会	^	弁護士法人
	漁業生産組合		生産森林組合	ゅ	有限会社
J	合資会社		税理士法人		輸出組合(出資)
	合同会社		船主相互保険組合		輸出水産業組合
	合名会社	そ	相互会社		輸入組合(出資)
し	事業協同組合•連合会	た	たばこ耕作組合	ろ	労働金庫・連合会
	事業協同小組合•連合会	ち	中小企業等協同組合(事業 協同		- 1 47 st pu t fr . p 4 2 pu t
	司法書士法人		組合・連合会、事業協同 小組合・		长人税法別表第1及び別表 [2に掲げる法人以外
	社会保険労務士法人		連合会、信用協同組 合・連合会)		
	商工組合•連合会(出資)	ع	投資法人		